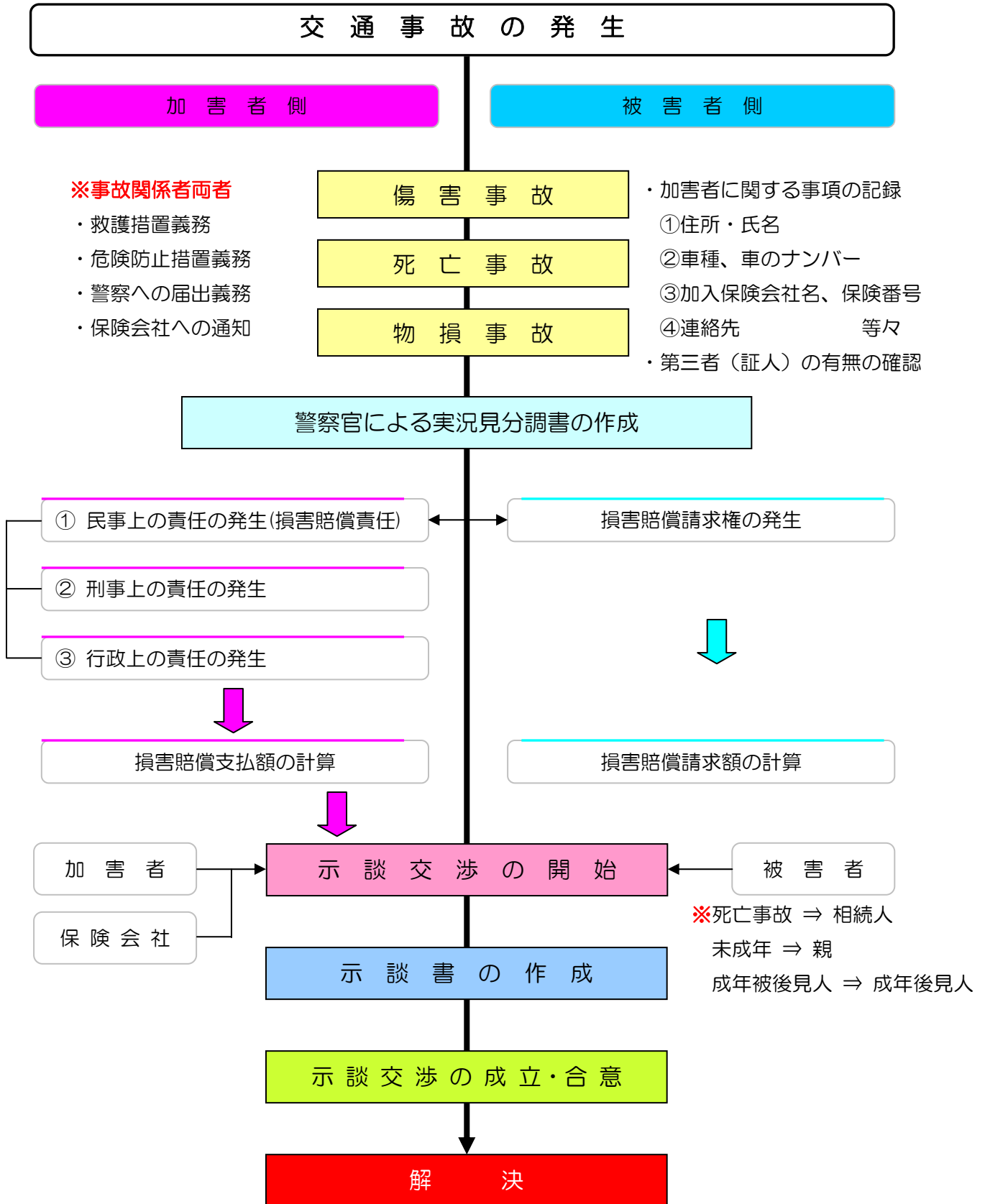


■交通事故発生から解決（示談の合意）までの流れ



交通事故の基礎知識

■ 交通事故関係者の対応

もし、交通事故が起こってしまった時の交通事故関係者（加害者と被害者）はどのような行動をとればいいのでしょうか。

交通事故の関係者には次のような義務があります。慌てず、冷静に対処しましょう。

① 負傷者の救護措置

交通事故が起こってしまった場合は加害者・被害者問わず速やかに負傷者を救護することが必要です。負傷者が軽傷なら安全なところに避難させたり、重症の場合は病院に連れていったり、救急車の手配などを速やかに行います。

また、場合によっては119番通報しなければならない場合もあります。

② 危険防止措置

第二や第三の事故防止を防ぐため、後続車の誘導など危険防止の措置をとる必要があります。事故車の移動は、現場保存のために特に危険がなければ警察が来るまで移動させないようにします。

③ 警察への届出

交通事故の加害車両の運転手は、①と②の処理が終わったら、最寄りの警察に連絡し日時・場所・負傷者の人数・物損の物等を直ちに警察に届け出なければなりません。

警察に事故報告をしていないと、後の保険金請求に必要な「交通事故証明書」が取得しにくくなりますので、どんな軽い交通事故の場合にも警察への届出は必ず行うようにしなければなりません。

④ 保険会社への通知

交通事故が起こってしまったら、直ちに保険会社に事故の詳細を連絡します。

保険によっては、約款で期限までに報告がない場合は、保険を支払わない旨が定められていますので、直ちに連絡する必要があります。

⑤ 加害者に関する事項の記録

交通事故の被害者は後の示談のために、加害者の住所・氏名、車種・車のナンバー、加入保険会社名・保険番号、加害者の連絡先などの事項を、加害者の運転免許証や車検証、保険証券、健康保険証などで確認をしながら記録しておく必要があります。

また、当事者以外の第三者で証人になってくれる人がいれば、第三者に一筆書いてもらうか連絡先などを聞いておきましょう。

もし、デジカメやカメラ機能付の携帯電話を持っている場合は、事故の状況や被害状況などを撮影しておくことで後日役に立つことがあります。

■ 交通事故の態様

交通事故の態様は大きく分けて3種類の事故があります。

- ① 傷害事故
- ② 死亡事故
- ③ 物損事故

これらの事故の態様により、被害者が被った損害が異なるため、示談の対象となる損害賠償請求を請求できる項目が違ってきますので、算定方法も事故の態様によって異なります。

■ 交通事故を起こした加害者の負う責任

交通事故を加害者は大きく分けて3つの責任を負うことになります。

- ① 民事上の責任

被害者に対しての損害賠償責任

- ② 刑事上の責任

刑法による処罰

- ③ 行政上の責任

違反点数の加点、免許の停止・取り消し、反則金

■ 実況見分調書とは？

実況見分調書とは、交通事故の通報があり事故の現場に駆けつけてきた警察官が、交通事故の起こった原因等を明らかにするために作成するものです。

交通事故の場合、交通事故の原因を作った割合を加害者と被害者で按分（過失割合といいます）し、その割合に応じて被害者が請求できる損害賠償額が減額されることになっていますが、その過失割合の判断はこの警察官が作成する「実況見分調書」を元に判断されます。

ですので、後の損害賠償額に大きく関わってきますので、自分の主張を強く述べるのが重要です。

■ 交通事故の損害賠償請求とは？

交通事故の場合の損害賠償請求とは加害者が交通事故により被った損害を、交通事故の被害者に金銭的な支払いを要求することをいいます。

交通事故によって、加害者は法律により被害者に損害を賠償する義務が発生しますので、加害者は法律に基づいて被害者に損害賠償請求をすることができます。

本来であれば、被害者の損害賠償は加害者本人に対して直接請求するのですが、被害者が加入している強制保険や任意保険から加害者に対する損害賠償が補填される為、保険会社に請求することになります。もちろん強制保険や任意保険で不足する場合は、加害者本人に不足額を請求することも可能です。

■ 示談とは？

示談とは、双方の法律的な紛争をお互いの話し合いによって譲り合って紛争を解決することをいい、交通事故の場合は、一般的には、被害者側が加害者側に請求する損害賠償請求の金額を話し合いによってお互いが合意した金額で解決するための方法です。

前項のとおり、一般的には、保険会社に損害賠償を請求することになりますので、多くの場合は保険会社が被害者の代理人として示談交渉に応じてくれます。

示談で注意しなければいけないのが、例外を除き、いったん示談をしてしまった後では、示談のやり直しができませんので注意が必要です。

また、相手の主張に納得がいかない場合などの示談が成立しない場合は、民事調停や裁判等の手続きが可能です。

示談が成立した場合は示談書を交わして保存しておきます。

■ 自動車保険とは？

自動車保険には大きく分けての2つの保険があります。

① 自動車損害賠償責任保険（通称：自賠責保険、強制保険）

法律により、車の所有者は必ず加入しなければなりません。

② 任意保険

損害賠償額が自賠責保険（強制保険）で不足する場合に、その不足額を補填する保険で加入は任意です。